

平成22年9月7日

年内に集中的に実施する自殺対策の主な取組について（案）

我が国における年間の自殺者は、12年連続して3万人を超える厳しい状況にある。平成22年の年間自殺者数については、13年ぶりに3万人を下回ることを目指して、政府・地方公共団体・関係団体で連携し、9月以降の年内の自殺対策を緊急に強化することとし、以下の取組を実施することとする。

1. 相談体制の充実

様々な悩みを抱える人を一人でも多く救い、ひいては自殺を考える人を減らすことができるよう、自殺の要因となり得る問題についての相談窓口を整備・充実する。

- (1) 都道府県等が行う心の健康相談へのハローワークの協力・ハローワークの住居・生活支援アドバイザーによる相談機関への誘導【厚生労働省】
- (2) 中小企業経営者向け相談体制の充実【経済産業省】
- (3) 多重債務者向けの相談窓口の整備、強化【金融庁、消費者庁】
- (4) 人権相談の推進【法務省】

2. 全国的な啓発活動の展開、一層の情報提供の強化

例年、下半期では10月に自殺者数が多くなる傾向を踏まえ、特に9月を中心に、全国的に啓発活動を展開することにより、一人でも多くの方のいのちが救われるよう取り組む。

- (1) 自殺予防週間（9月10日から16日）を中心とする啓発活動の展開【内閣府】
- (2) 継続的な啓発活動の展開【内閣府】
- (3) 自殺を考えている人への気づきと声掛けを促すメッセージムービーの掲載【内閣府】

- (4) 自殺に関連する統計データの分析、情報提供の拡充【内閣府、警察庁、厚生労働省】
- (5) 自殺対策に資する調査・分析の実施【内閣府】
- (6) 日本司法支援センター（法テラス）による情報提供の拡充【法務省】
- (7) 教師に対する、子どもの自殺予防に関する知識の普及啓発【文部科学省】
- (8) 大学における自殺予防に関する啓発活動【文部科学省】
- (9) 精神疾患に関するウェブサイトの開設【厚生労働省】
- (10) 職場における心の健康づくりの啓発【厚生労働省】
- (11) 関係団体と連携した啓発活動の展開【厚生労働省】
- (12) 鉄道駅等における自殺予防に関する啓発活動【国土交通省】

3. 推進体制の強化等

取組を効果的に実施するため、体制を強化する。

- (1) 内閣府の機能強化【内閣府】
- (2) 国家公務員及び地方公務員のメンタルヘルス対策【総務省】